

作業環境測定項目にホルムアルデヒドが追加



厚生労働省は、「平成 18 年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」において、ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン、硫酸ジエチルについて、労働安全衛生関係法令の整備について検討を行い、労働安全衛生法施行令及び、特定化学物質障害予防規則について改正を行うことを決定しました。各物質に関する決定事項は、以下の通りです。

1. ホルムアルデヒドについて

これまでの第 3 類物質から、第 2 類物質に変更されました。これに伴い、6 ヶ月以内毎の一般健康診断と、作業環境測定が義務付けられるようになります。作業環境測定に関しては、管理濃度は 0.1ppm、記録の保存年数は 30 年間になります。

2. 1,3-ブタジエン、硫酸ジエチルについて

これらの使用製剤中濃度が重量の 1% を超えて含有しているものを取り扱う場合、発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置等の措置が必要となります。

上記施行は、平成 20 年 3 月 1 日からになります。

(ホルムアルデヒドの作業環境測定の義務化については、平成 21 年 2 月 28 日まで猶予があります。)

当社では作業環境測定に関して、豊富な経験があります。既に公定法である高速液体クロマトグラフ法にて、ホルムアルデヒドの測定実績もありますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 厚生労働省 HP

クロマト分析箇所 木村俊